

内国法人がフィリピンに投資した場合の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人A社では、中国現地法人で製造業を営んでいるが、昨今の情勢を考慮して、一部の事業をフィリピンで行おうと考えている。フィリピンの税制はどのようになっているのか。

〔ポイント〕

最近、中国プラスワンの一つとしてフィリピンが脚光を浴びており、進出企業が増えてきているようである。次の項目に分けて検討する。

- 1 フィリピンの概要
- 2 フィリピンの税制の概要
- 3 フィリピンの法人税制
- 4 租税条約の課税関係

〔検討〕

1 フィリピンの概要

(1) 現状

フィリピンは、米国においては民主主義の優等生と言われているが、過去においては、政情の不安定、治安の悪さ、汚職の蔓延などから同地への進出を危惧する企業等が多かった。汚職撲滅をスローガンとする現アキノ大統領のもと、経済の好況により雇用が増大し、所得水準も上昇し、個人消費の強さに直結して社会全般の好況を維持している。治安もミンダナオ島のイスラム自治地域を除くとよくなってきており、それに加えて、賃金の安い若年労働者が豊富なことから日系企業が首都マニラのあるルソン島南部のキャビテやバタンガス地域の工業団地を中

心に進出が急増しており、セブ島等への海外語学留学する人たちやボラカイ、セブ、パラワン等への観光客も急増している。

面積は299,404平方キロメートル（日本の約8割）で7,109の島がある。人口は9,401万人（2010年）である。首都は、マニラ（首都圏人口1,155万人）である。民族は、マレー系が主体で、他に中国系、スペイン系、及びこれらとの混血、更に少数民族がいる。言語は、国語はフィリピン語、公用語はフィリピン語と英語である。英語を日常レベルで使える国民がアジアの中ではずば抜けて多いのが特徴である。

宗教は、国民の83%がカトリック、その他のキリスト教が10%、イスラム教は5%である。平均寿命は、男性67歳、女性73歳であり、識字率は、93.4%（2003年調査）と高く、大学進学率は約30%（職業訓練専門学校レベルのものを含む）であるが、近年その傾向が高まっている。卒業後の就職先が国内に少ないことが問題の一つとなっている。

政体は、立憲共和制であり、元首はベニグノ・アキノ3世大統領である。大統領は任期6年で再選が禁止されている。議会は二院制であり、上院24議席（任期6年、連続三選禁止）、下院286議席（うち、小選挙区は229議席、政党リスト制は最大で57議席。任期3年、連続四選禁止）である。

主要産業は、農林水産業（全就業人口の34%が従事）である。同国が受ける海外からの援助のうち、わが国からの政府開発支援が常に上位を占めている。

(2) 歴史

14から15世紀にイスラム教が伝わり、フィリピンで初のイスラム王国であるスールー王国（中心はミンダナオ島とボルネオ島の間のスールー諸島）に誕生している。1521年マゼランがフィリピンのセブ島に到着、1571年からスペインの統治が開始された。1898年米西戦争後、米西パリ講和条約により米国の統治が開始された。1942年から日本軍政が開始し、終戦後の1946年7月4日、フィリピン共和国として独立した。

1965年マルコス大統領が就任し、1972年戒厳令が布告された。1986年の2月革命によりコラソン・アキノ大統領が就任し、マルコス大統領は亡命した。その後、1992年にラモス大統領、1998年エストラーダ大統領（現マニラ市長）、2001年アロヨ大統領、そして、2010年ベングノ・アキノ3世が大統領に就任して現在に至っている。

2 フィリピンの税制の概要

国税としては、法人税、個人所得税、付加価値税、相続・贈与税、国内消費税、印紙税、キャピタルゲイン税等があり、地方税としては不動産取引税、出版事業税、フランチャイズ税、専門職業税、事業税、固定資産税等がある。

所得税として、法人及び個人に課される租税は国税であり、旧宗主国である米国の影響を強く受けている。日本では廃止された高額納税者の公示や高額納税者の顕彰も大々的に行われている。

固定資産税等の他、資産に対して課される税は地方税である。相続税、贈与税、有価証券譲渡税は国税で、不動産の譲渡には地方税が課される。印紙税をはじめとする登録免許等に係る諸税の大部分は国税である。ホテル、金融機関等に課される収入税、並びにそれ以外の役務提供及び輸入財貨を含む財貨の販売に課される付加価値税等は国税である。

3 フィリピンの法人税制

(1) 納税義務者

納税義務者は内国法人と外国法人に分かれる。

外国法人は、居住外国法人と非居住外国法人に分かれる。

内国法人とは、フィリピンの法律に基づいて設立された法人をいい、外国法人とは、外国の法律に基づいて設立された法人をいう。外国法人は、フィリピンにおいて事業を行う支店等を有する居住外国法人とそれ以外の非居住外国法人に分かれる。

(2) 課税所得の範囲等

内国法人はその全世界所得が、居住外国法人（支店等）は国内源泉所得がそれぞれ課税される。非居住外国法人は、国内源泉所得について総所得に対して源泉徴収の方法により課税される。

所得源泉については、農業、鉱業、石油、ガス、木材等、国内で産出したものを国外で販売する場合、原則として、その所得は国内源泉所得となるが、内国歳入庁長官が認める場合は、当該所得を国外に一部配分することも可能である。また、国内で製造されて、国外で販売される棚卸資産、あるいは逆に、国外で製造されて、国内で販売される棚卸資産については、その所得は国内及び国外源泉所得に配分される。

(3) ミニマムタックス

内国法人及び居住外国法人は、原則として、事業を開始して4年目以降は、納税額が総所得（Gross Income）の2%に満たない場合は、総所得の2%のミニマムタックスを支払わなければならない。

(4) 課税所得の計算

総収入金額から、認められた経費、損失及びその他の控除すべき金額を差し引いて、課税の対象となる所得金額が算定される。総収入金額に免税あるいは非課税所得は含まれない。内国法人及び居住外国法人が受け取る金融機関等からのペソ預金の利子については、20%の税率で源泉分離課税が行われる。内国法人及び居住外国法人が受け取る使用料についても、利子と同様の課税を受ける。

(5) 受取配当

内国法人及び居住外国法人が受け取る他の内国法人からの配当は免税である。内国法人が受け取る外国法人からの配当は通常の税率により

課税される。

(6) キャピタルゲイン

キャピタルゲイン又はキャピタルロスとは、資本資産（棚卸資産及び減価償却資産に該当しない資産）の処分損益をいい、資本資産以外の資産の処分損益は通常所得として取り扱われ、キャピタルゲイン又はキャピタルロスとの損益通算は認められない。

なお、キャピタルゲインについても、株式及び非事業用土地建物の処分を除き、通常所得と同様に課税される。

内国法人の株式については、上場会社の株式は、その譲渡価格に対し0.5%の税率で分離課税が行われる。非上場会社の株式のキャピタルゲインは、100,000ペソ以下のネットゲインには5%、100,000ペソを超えるネットゲインには10%の税率が適用される。新規上場のための株式の譲渡については、譲渡価格により1%、2%又は4%の税率が適用される。

内国法人の株式のキャピタルゲインはその売却した場所にかかわらず、すべてフィリピン国内源泉所得として扱われる。

資本資産とされる非事業用土地建物の処分益については、その譲渡価格と市場価格とのいずれか高い額に6%の税率が適用される。

キャピタルロスについては、資本資産の譲渡による損失と通常所得の損失とに区分され、それぞれの所得の利益から控除することができる。

(7) 減価償却

事業目的で所有する有形固定資産及び無形固定資産には減価償却が認められるが、営業権の償却は認められない。一般的に認められた方法には、定額法、定率法、級数法及びその他の大蔵省が定めた方法がある。

(8) 給与等

使用人への給与等については、会社はその給与等についての源泉徴収を行い、内国歳入庁へその税額を納付した場合を要件として損金算入が認められる。

(9) 交際費

交際費は、事業関連があり、目的、日時、場所、金額等を証明する書類が整っている場合、

その支出額が妥当であれば損金算入が認められる。

(10) 寄附金

寄附金は、株主又は個人の利益となるものは除かれる。福祉、文化、慈善団体への寄附については控除の制限はないが、その他の一般寄附金は課税所得の5%を限度に損金算入が認められる。

(11) 引当金等

引当金等の損金算入は認められない。回収不能な不良債権については、その事実が確定した課税年度に損金算入が認められる。外国法人の場合は、国内における事業活動から生じた不良債権に関して同様の取扱いが認められる。

(12) 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価は、その事業に適した方法を選択して継続適用しなければならない。期末の評価方法として原価法又は低価法が一般的に採用されている。

(13) 欠損金の取扱い

税務上の欠損金（正味事業損失で総所得より控除しえなかった額）は、株主の継続性が認められる場合及びその法人が免税法人でない場合には、3年間の繰越しが認められる。

大統領令に規定する観光事業の場合は、事業活動開始後10年間に生じた事業損失は6年間の繰越しが認められる。

(14) 外国税額控除

国際的二重課税の排除の方法として、居住法人は、外国税額控除又は損金算入のいずれかを選択することができる。

外国税額控除額は、直接税額控除のみで、間接税額控除及びみなし外国税額控除の規定はない。なお、居住外国法人は、フィリピン源泉所得について外国に支払った法人税について外国税額控除の適用はない。

(15) 税率

内国法人及び居住外国法人は、その課税所得に対し30%の単一レートで課税される。

また、事業開始年度より4年目以降の課税年度については、一定の条件のもとに総所得の2%が通常計算による税額よりも多い場合には、

2%の税率によりミニマムタックスが課税される。

内国法人及び居住外国法人が内国法人から受けとる利子、使用料等は、20%（ただし、オフショア銀行勘定による外貨による居住者に対する貸付けに係る利子所得は10%）の税率で源泉分離課税される。

(16) 課税期間と確定申告等

課税期間として、法人の事業年度又は暦年基準を採用することができる。

自主申告納税制度を採用している。納税申告書は、事業年度終了後の4か月目の15日までに、所定の付属書類を添えて提出しなければならない、同時に最終税額を納付しなければならない。

この最終税額を決定する納税申告書以外に、各四半期の末日から60日以内に見積りによる四半期申告書を提出し、予定納税を行わなければならない。

納期限に遅れた場合、納付すべき金額の25%（悪意、不正ある場合50%）の加算税が課され、延滞利子は、年20%又は中央銀行の発表している利率のいずれか高い方の利率が適用される。

(17) 税務調査

税務調査は、通常の過少申告のものは3年、無申告あるいは悪意不正のあるものについては、10年間遡って行われる。

(18) 優遇措置等

パイオニア企業等、経済特区、並びにスービック及びクラーク自由貿易経済特別地区の企業については、法人税の免税等の種々の優遇税制が認められている。

4 租税条約の課税関係

フィリピンはわが国と租税条約を締結しており、配当の限度税率は、一般配当は15%、親子間配当は10%である。親子間は、出資比率10%以上、所有期間6か月で判定する。創始企業からの配当は10%、送金税の税率は10%である。

利子の限度税率は10%であり、政府、日銀等の受取利子は免税である。利子のうち、政府等の間接融資等は免税である。利子には償還差益が含まれる。

使用料の限度税率は一般10%、映画フィルムは15%である。

注意すべきは、軽減税率を適用するためには、送金前に課税当局の承認を得なければならないことである。後日軽減税率の適用を申請しても、実務的には不可能なようである。

5 まとめ

昨今、中国プラスワンの国として、ミャンマーとインドネシアが特に注目を集めているが、フィリピンは、豊富で良質な若年労働者、英語を普通に駆使できる中間管理職予備軍の大量の大学卒業者、そして英語を駆使するIT技術者が豊富であり、インフラもそれなりに整備されているので、中堅・中小企業にとっても、海外進出先の候補として検討に値する段階になったのではないかと。